

じてんしゃ あぶ うんてん
自転車の 危ない 運転を やめてもらうための

じてんしゃ うんてんしゃ こうしゅうせいど

自転車運転者講習制度

ぼうがいうんてん ついか れいわ ねん がつ にち
妨害運転が追加されました(令和2年6月30日)

じてんしゃ あぶ うんてん ねん かいじょう く かえ ひと
自転車の 「危ない運転」を 3年で2回以上 繰り返した 人は、

じてんしゃ うんてんしゃ こうしゅう う
自転車運転者講習を 受けなければなりません！

こうしゅう じかん じかん
●講習の時間:3時間

はら かね えん
●払うお金:6,000円

めいれい こうしゅう う
※命令を きかないで 講習を 受けなかったら

まんえん い か ばっきん はら
5万円以下の 罰金を 払わなければなりません

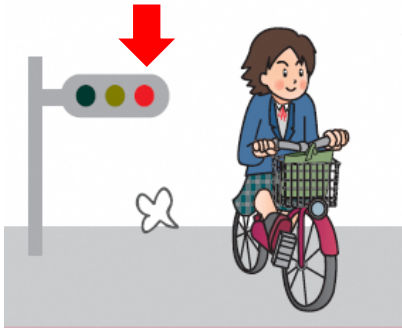


「危ない運転」とは こんなもの(①~⑮)

しんごう ひょうしき ひょうじ むし まも うんてん
信号や 標識・標示を 無視した(守らない) 運転は ダメ！

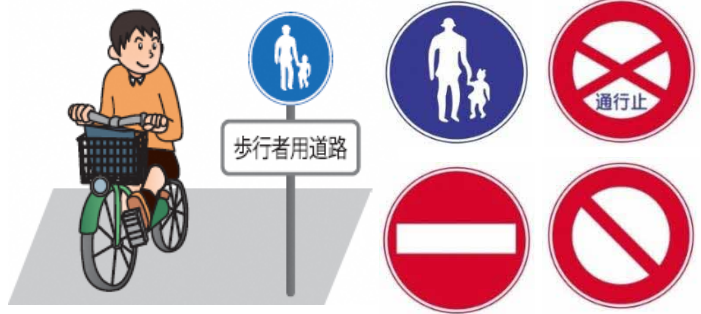
1 信号無視

しんごう むし
信号が 赤のときは、必ず
とまってください。



2 通行禁止道路(場所)通行

じてんしゃ はし どうろ ばしょ
自転車が 走ってはいけない 道路や 場所の
標識が あるところは、走ってはいけません。



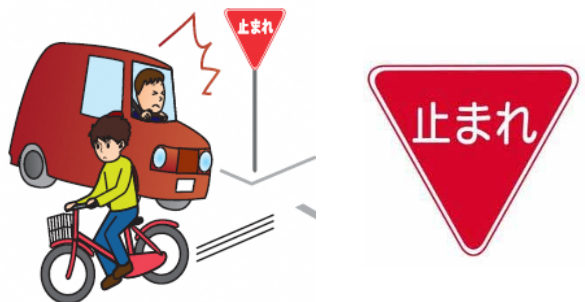
3 断踏切への立入り

だんふみきり たちい
踏切が閉まっているとき、警報(音)が
鳴っているときは、踏切に 入っては
いけません。



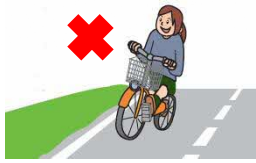
4 一時停止違反

と ひと
「止まれ」の 標識が ある ところでは、一回 止まって、
ひだり みぎ あんぜん かくにん い
左と 右の 安全を 確認してから 行ってください。



あるひとあぶおも うんてん だめ
歩いている人が危ないと思う運転はダメ!

5 ほどうつこう しゃどう みぎがわつこう
歩道通行や車道の右側通行など



しゃどう くるま みち ほど うんてん みち
車道(車の道)と歩道(人の道)が
べつべつ いろいろ ほど うんてん みち
別々の「道路」では、歩道(人の道)を
はし しゃどう くるま みち
走ってはいけません。車道(車の道)
の 右側も 通ってはいけません。

6 ろそくたい ほうこうしゃぼうがい
路側帯での歩行者妨害



ろそくたい しゃどう しろ せん
「路側帯(車道の白い線
そとがわ ある
の外側)」では、歩いて
ひと しゃま
いる人の邪魔をして
はいけません。

7 ほど うんてん ほうこうしゃぼうがい
歩道での歩行者妨害



じてんしゃ はし ほど うんてん ひと
自転車が走ってもいい「歩道(人の
みち しゃどうがわ はし
道)」では、車道側を ゆっくり 走
ってください。歩いている人の 邪魔に
ある ひと しゃま
なる ときは、止まってください。

8 ほうこうしゃようどうろ ほうこうしゃぼうがい
歩行者用道路での歩行者妨害



じてんしゃ はし ほう
自転車が走ってもいい「歩
こうしゃようどうろ ある ひと
行者用道路(歩く人のための
どうろ ある ひと
道路)」では、歩いている 人の
しゃま
邪魔をしてはいけません。

こうさてん あぶ うんてん だめ
交差点の危ない運転はダメ!

9 さほうしゃゆうせんぼうがいゆうせんだうろつこうしゃぼうがい
左方車優先妨害優先道路通行車妨害など



しんごう こうさてん はい
信号がない 交差点に 入ると
ひだり くるま ひろ
き、左から来る車や、広い
どうろ はし くるま しゃま
道路を走っている車の邪魔
をしてはいけません。

10 うせつじ ちやくしんしゃ させつしゃ つうこうぼうがい
右折時の直進車や左折車への通行妨害



こうさてん みぎ ま
交差点で 右へ 曲がると
き、まっすぐ 行く 車や 左
ま くるま しゃま
へ 曲がる車の邪魔をし
てはいけません。

11 かんじょうこうさてんつうこうしゃぼうがい
環状交差点通行車妨害

かんじょうこうさてん しんごう まる こうさてん はい かなら
環状交差点(信号がない 丸い 交差点)に 入るとき、必ず ゆっくり 走って、環状交差点を 走っている 車の 邪魔を
してはいけません。

あぶ じょうたい うんてん だめ
危ない状態の運転はダメ!

12 さけよ うんてん
酒酔い運転

さけ の じてんしゃ
お酒を飲んで 自転車を
うんてん
運転してはいけません。



13 せいどうそうちふりょうじてんしゃ うんてん
制動装置不良自転車の運転



じてんしゃ
ブレーキがない 自転車を、
ブレーキが壊れている自転車
の
に乗ってはいけません。

14 あんぜんうんてんぎ むいはん
安全運転義務違反

ハンドル・ブレーキの 使い方が よくなかったり、安全を 確認しないで、ほかの ひと が けがを するような
スピードと 乗り方で 自転車を 運転してはいけません。
※ 傘を 差して 運転したり、スマホを 使いながら 運転して 事故を したときも、安全運転義務違反に
なることがあります。



ほか くるま しゃま うんてん だめ
他の車を邪魔する運転はダメ!



15 ぼうがいうんてん
妨害運転

ほか くるま つうこう しゃま もくてき しゃたい なら はし くるま ちか
他の車の通行を邪魔する目的で、車体を並んで走る車に近づけたり、進路変更をしたり、
ひつよう きゆう
必要のない急ブレーキを かけたりしてはいけません。

